



## お知らせ（同日発表）

中国・四国・九州地整、第五・第六・第七管区

記者発表資料配布日時

平成29年12月21日 14:00

【同時発表先】 合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、広島県政記者クラブ、鳥取県政記者会  
島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、山口県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政滝町クラブ

# 「大規模地震・津波等発生時の緊急物資輸送等にかかる瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」を7機関で締結

### 【概要】

平成28年7月1日に港湾法施行令の一部が改正され、「瀬戸内海に係る緊急確保航路」が指定されたことから、7機関による一体的な申合せを締結することとしました。

本申合せは、大規模地震・津波等の非常災害の発生により、4地整（近畿・中国・四国・九州地方整備局）と3管区（第五・第六・第七管区海上保安本部）の管轄内の地域に甚大な被害が生じた場合、緊急物資輸送等を速やかに行えるよう、海上交通路及び船舶交通の安全を確保するため、各機関が連携し、迅速かつ適確に航路啓開活動を行うことを目的とするものです。

航路啓開活動とは、地震に伴う津波等の災害により発生した、安全な船舶航行の障害となる漂流物や沈下物を除去する作業のことです（別添写真参照）。

### 【効果】

4地整と3管区は、非常災害が発生し、又は発生が予想される場合は、迅速に連絡及び情報交換を行い、必要な航路啓開体制を整えることで、航路啓開活動のスピード向上を図り、緊急物資輸送船の早期入港に寄与します。

### ○問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部

TEL：082-511-3909（直通）

工事安全推進官 みょうせ かずゆき 明瀬 一行

港湾空港防災・危機管理課長 たかつ のぶはる 高津 宣治

### （広報担当窓口）

国土交通省 中国地方整備局 TEL：082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

広報広聴対策官 さかや まさゆき 坂屋 政之（内線 2117）

企画部 環境調整官 あだち つかさ 足立 司（内線 3114）

○津波により流出したガレキが港内に散在し、船舶の安全な入出港ができない状況となった。  
○このため、津波注意報の解除と同時に航路啓開を開始。

津波により流出したガレキ(仙台塩釜港)



漁具(大船渡港)



木材(仙台塩釜港)



シャーシ(仙台塩釜港)



自動車(仙台塩釜港)



# 【参考】瀬戸内海における緊急確保航路及び開発保全航路

